

## 第3次高森町男女共同参画基本計画



令和6年3月  
熊本県 高森町



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 世界の動き	1
	(2) 国の動き	2
	(3) 県の動き	2
	(4) 高森町の動き	5
	(5) SDGsへの取り組み	5
3	計画の期間	5
4	計画の性格と位置づけ	6
5	計画策定に向けて	7
	(1) 男女共同参画に関するアンケート調査(町民意識調査)	7
	(2) 高森町男女共同参画審議会における検討実施	7
	(3) 庁内ヒアリング調査	7
	(4) パブリックコメントによる意見	7

## 第2章 高森町の現状

1	出生率の状況	11
	(1) 合計特殊出生率の推移	11
2	就労状況	12

## 第3章 計画の基本的考え方

1	基本理念	15
2	基本目標	15
3	重点的な取り組み	17

## 第4章 施策の展開

1	計画の体系	23
2	【基本目標I】男女共同参画社会を目指す意識づくり	24
	(1) 施策の方向性-1 男女共同参画の啓発	24
	(2) 施策の方向性-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	24
	(3) 施策の方向性-3 人権の尊重	25

3	【基本目標Ⅱ】男女がともに活躍する環境づくり	26
(1)	施策の方向性- 1 働く場における女性活躍の推進	26
(2)	施策の方向性- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	26
(3)	施策の方向性- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進	27
4	【基本目標Ⅲ】安心して多様な暮らし方ができるまちづくり	28
(1)	施策の方向性- 1 地域における男女共同参画の推進	28
(2)	施策の方向性- 2 子育て支援の充実	28
(3)	施策の方向性- 3 あらゆる暴力等の根絶	29
(4)	施策の方向性- 4 それぞれの立場の人がいきいきと暮らすための支援	30
(5)	施策の方向性- 5 生涯を通じた健康の維持・向上	30
5	施策の数値目標	31
(1)	施策目標Ⅰ 人権の尊重	31
(2)	施策目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶	32
(3)	施策目標Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画	33
(4)	施策目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	34
(5)	施策目標Ⅴ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり	35
(6)	施策数値目標一覧	36

## 第5章 計画の推進

1	庁内の推進体制	39
2	町民・関係機関、団体等と連携した推進	39
3	国・県等と連携した推進	39
4	調査研究・情報提供の充実	39
5	進行管理	40

## 資料編

# 第1章 計画策定にあたって



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

近年、人生100年時代の到来や直面する人口減少社会など、私たちを取り巻く環境は、著しく変化しており、また、令和2（2020）年から流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、オンラインを活用した働き方や在宅時間の増加などの日常生活に変化をもたらし、一方で、全国的には配偶者等からの暴力の増加、就労実態の悪化などが報告されています。

そうした中、豊かな町民生活を持続していくためには、誰もが個性や能力を発揮して生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

誰もがお互いに人権を尊重し、一人一人が生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「第3次高森町男女共同参画基本計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

### 2 計画策定の背景

#### （1）世界の動き

国際連合が昭和50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年では平成22（2010）年の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して平成23（2011）年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が正式に発足されました。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

また、平成27（2015）年には「北京宣言および行動綱領」の採択から20年に当たることを記念し、「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言および行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

同年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

令和4（2022）年に「世界経済フォーラム」により公表された「世界男女格差報告書」では、日本の「ジェンダー・ギャップ指数（GGI：世界各国の男女格差を測る指数である）」は146か国中116となっており、男女平等参画に強力に取り組む必要があることが明らかになりました。

### (2) 国の動き

これまで、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、関連するさまざまな法制度等の整備が進められ、平成 25 (2013) 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という)に改められています。同年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、施策の推進に関する基本的な事項が定められており、市町村においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされました。

平成 27 (2015) 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が成立し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められています。平成 30 (2018) 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、働く場での女性の活躍や政治の場における男女の機会均等が目指されています。

平成 31 (2019) 年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、令和 2 (2020) 年には「改正労働施策総合推進法」が施行、令和 4 (2022) 年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という)が改正されており、男女双方にとって働きやすい環境の整備が推進されています。

一方、人口減少及び未婚化の進行や人生 100 時代到来によるライフスタイルの変化、新型コロナ禍における女性の抱える困難の顕在化など、対応すべき課題は数多くあります。

こうした状況を踏まえ、国際社会と協調しながら、国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を目指すため、令和 2 (2020) 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 県の動き

熊本県では、平成 14 年に「熊本県男女共同参画推進条例」を施行し、また同年にくまもと県民交流館「パレア」の開館に伴い「熊本県男女共同参画センター」が設置されました。

平成 26 年には、「第 3 次熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVの防止、被害者の保護・支援等に、平成 27 年には、産学官の連携による「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトとして位置付け、経済分野における女性の社会参画の加速化に取り組んでいます。

令和 3 年度から、「第 5 次熊本県男女共同参画計画」を実施し、『男女が互いを尊重し支え合う、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』を基本目標とし、この目標の実現のために、政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大、性犯罪やDVなど女性に対するあらゆる暴力の根絶、



男女共同参画の視点からの防災・復興の推進、男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実などに取り組んでいます。

■男女共同参画に関する主な国の動き

年	国の動き	熊本県の動き
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」施行	
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー規正法成立	環境生活部に男女共同参画課設置 女性総合相談室設置
平成 13 (2001) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画会議設置（内閣府） 「男女共同参画週間」(6月23日～29日)設定	「熊本県男女共同参画計画」策定（ハーモニープランくまもと 21）「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定
平成 14 (2002) 年	「配偶者暴力禁止法」全面施行	熊本県男女共同参画推進条例施行 男女共同参画審議会 男女共同参画センター 配偶者暴力相談支援センター設置
平成 15 (2003) 年	「次世代育成支援対策推進法」施行（職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備）	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置
平成 16 (2004) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成 17 (2005) 年	育児・介護休業法改正（育児休業期間の延長） 「第2次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成 18 (2006) 年	「男女雇用機会均等法」改正（平成19年施行）	熊本県男女共同参画計画（第2次）（ハーモニープランくまもと 21）策定 総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管
平成 19 (2007) 年	DV防止法一部改正（市町村の努力義務明記） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 (2008) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定
平成 21 (2009) 年	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	

年	国の動き	熊本県の動き
平成 22 (2010) 年	「第3次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 (2011) 年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	熊本県男女共同参画計画 (ハーモニープランくまもと 21) 策定 環境生活部に男女参画・協働推進課設置
平成 24 (2012) 年	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	
平成 25 (2013) 年	「DV防止法」改正 日本再興戦略閣議決定「女性の活躍推進」の位置づけ	
平成 26 (2014) 年	日本再興戦略改訂閣議決定「女性の輝く社会の実現」	熊本県女性の社会参画加速化会議発足 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定
平成 27 (2015) 年	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍推進法」施行	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定 「くまもと子ども・子育てプラン」策定
平成 28 (2016) 年		「第4次熊本県男女共同参画計画」改定 「熊本県女性の活躍推進計画」策定 ■熊本地震発災
平成 29 (2017) 年		「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅣ」策定
平成 30 (2018) 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行	
平成 31 (2019) 年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」改定
令和 3 (2021) 年		「第5次熊本県男女共同参画計画」改定 (熊本県女性の活躍推進計画を統合)
令和 4 (2022) 年	「育児・介護休業法」改正 「困難女性支援法」成立	

#### (4) 高森町の動き

本町では、平成 22 (2010) 年 6 月に男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、町内のそれぞれの関係団体の代表等の委員により構成される「高森町男女共同参画懇話会 (以下「懇話会」という))」を設置し、平成 23 (2011) 年に懇話会の提言をもと、「高森町男女共同参画基本計画 (第 1 次) 以下「第 1 次計画」という))」を策定しました。その後、平成 31 (2019) 年には、「男女共同参画基本計画 (第 2 次) 以下「前計画」という))」を策定し、男女共同参画に向けた様々な施策を継続的に推進してきました。

#### (5) SDGs への取り組み

平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採決され、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標として、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために 17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs (持続可能な開発目標)」(以下「SDGs」という) が掲げられました。

SDGs は、環境・経済・社会に関わる幅広い目標、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

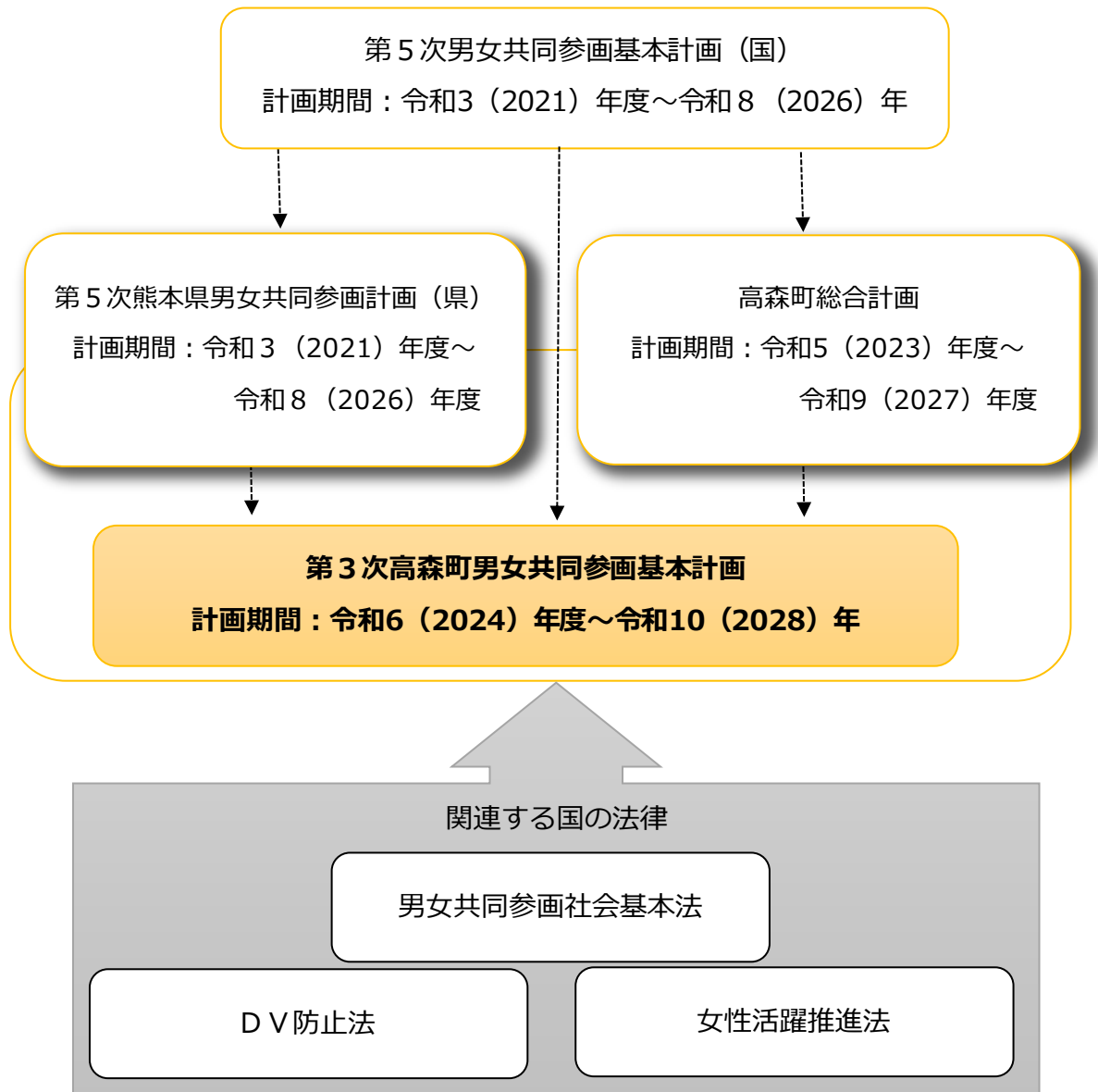
本計画においても、施策を推進していきます。なお、第 5 章の子育て支援の充実の中で、関連する目標を示しています。

### 3 計画の期間

この計画の期間は令和 6 (2024) 年度から令和 10 (2028) 年度までの 5 年間とします。また、その間の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の性格と位置づけ

本計画は、「高森町男女共同参画推進条例」に基づく町の基本計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」、熊本県の「第5次熊本県男女共同参画計画」、高森町の「高森町総合計画」、及びその他の関連計画との整合性を図ります。



## 5 計画策定に向けて

### (1) 男女共同参画に関するアンケート調査（町民意識調査）

計画の策定にあたり、高森町における男女共同参画の実態や男女共同参画に対する考え方を把握するため、「男女共同参画に関するアンケート調査（町民意識調査）」を実施しました。

#### ■男女共同参画に関するアンケート調査実施概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の男女（無作為抽出）			
調査数	1,000件			
調査時期	令和5年10月			
調査方法	郵送による配布、回収			
調査票 配布・回収数	配布	1,000件	回収	391件

### (2) 高森町男女共同参画審議会における検討実施

学識経験者や公募委員等13名で構成された、高森町男女共同参画推進審議会において協議・検討を行いました。

### (3) 庁内ヒアリング調査

庁内各課を対象に、男女共同参画に関する課題や取り組みを把握しました。

### (4) パブリックコメントによる意見

本町のホームページにおいて、令和6（2024）年3月8日から3月15日まで、広く町民等から本計画における意見を募集しました。



## 第2章 高森町の現状





## 第2章 高森町の現状

### 1 出生率の状況

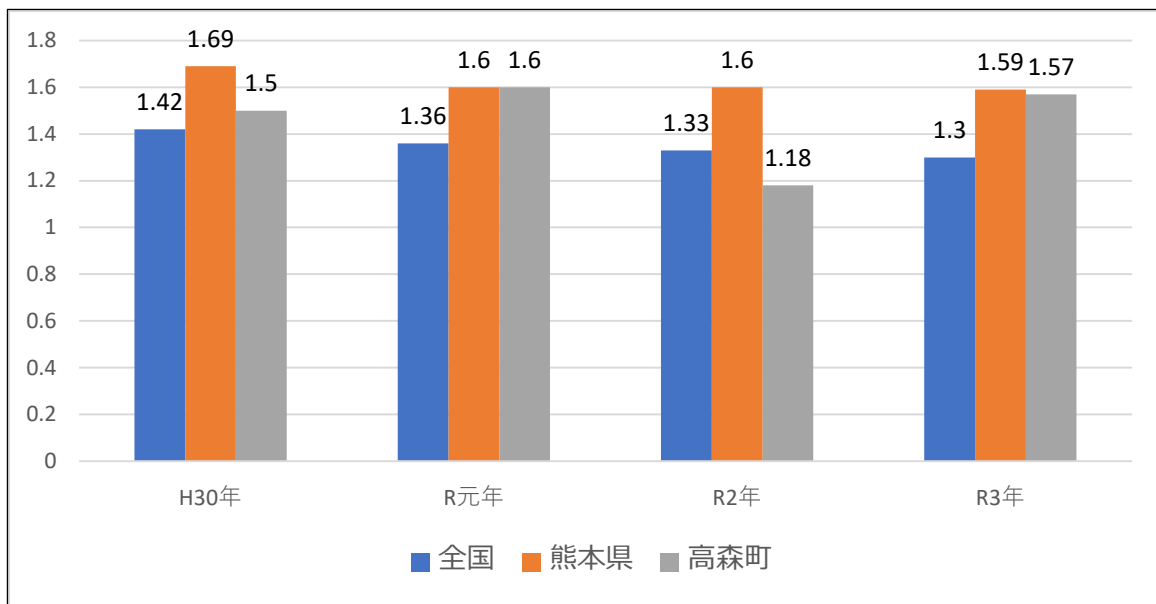
#### (1) 合計特殊出生率の推移

高森町の女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を表す「合計特殊出生率」は、令和2（2020）年に一度減少していますが、令和3（2021）年にふたたび増加に転じています。

平成30（2018）年、令和2（2020）年は熊本県全体の合計特殊出生率を下回っていましたが、令和3（2021）年は県と大きな差はありません。

#### 【合計特殊出生率】

区分	H30年	R元年	R2年	R3年
全国	1.42	1.36	1.33	1.3
熊本県	1.69	1.6	1.6	1.59
高森町	1.5	1.6	1.18	1.57

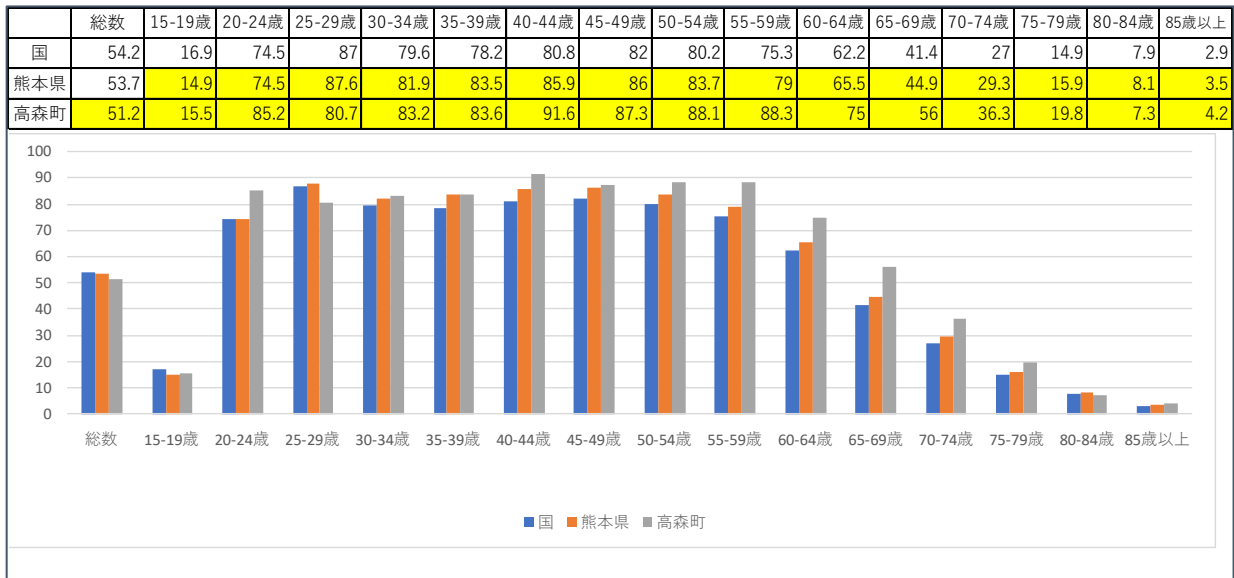


資料：(国・熊本県) 厚生労働省「人口動態統計」  
(高森町) 住民基本台帳ベース

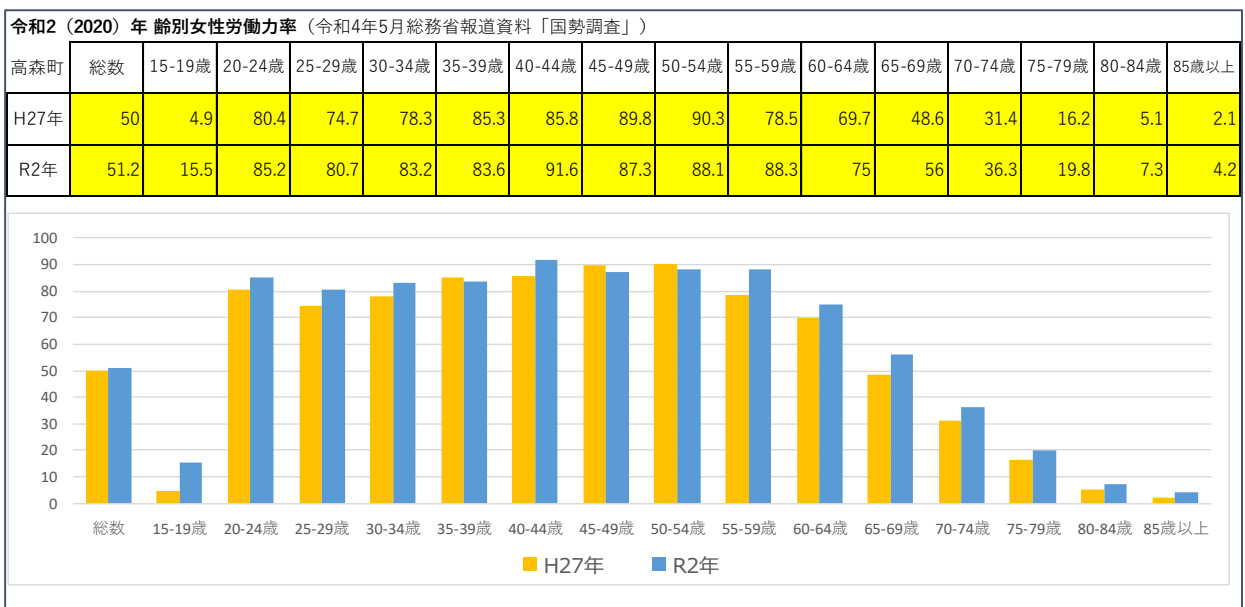
## 2 就労状況

高森町における年齢別女性の労働力率を熊本県、全国と比較すると、20～59歳までの就業率は概ね熊本県、全国を上回っていますが、25～29歳の就業率は県、全国を下回っています。

【令和2（2020）年 国勢調査からみた年齢別女性の就業率の比較】



平成27年から令和2年の5年間で推移を見ると、45歳～54歳の就業率は下がっていますが、それ以外のすべての年代で就業率は上がっています。



資料：国勢調査

## **第3章 計画の基本的考え方**



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、互いに尊重し合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

本計画では前計画の理念「一人ひとりがお互いを理解し認め合い、人権を尊重し合うこと」を継承し、未来に向けて、男女があらゆる分野とともに参画し、真に女性が活躍できる、みんなが輝き幸せを実感できるまちづくりの実現を目指します。

『一人ひとりが、お互いを理解し認め合い、  
人権を尊重し合うこと』

### 2 基本目標

本計画は、基本理念に基づき、前計画の基本目標の考えを継承しつつ、男女共同参画を推進、実現していくための新たな目標として、3つの基本目標を設定し、取り組みを推進します。

#### 基本目標Ⅰ

#### 男女共同参画社会を目指す意識づくり

すべての町民が、ともにお互いを理解し認め合い、ともに支え合うまちを形成するために、家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての意識啓発を推進し、あらゆる分野での男女共同参画を支援・推進します。

また、あらゆる暴力の根絶に向けて、DV防止法に基づき女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援・相談体制の充実を図ります。

#### ■前計画からの変更点：

前計画の基本目標「Ⅰ. 人権の尊重」と「Ⅱ. あらゆる暴力の根絶」の一部、「Ⅲ. 様々な分野における男女共同参画」を総合的に捉え、本計画では「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり」として、広く男女共同参画社会の更なる意識啓発に向けて取り組んでいきます。

**基本目標Ⅱ****男女がともに活躍する環境づくり**

すべての町民が、個々に持つ能力を十分に発揮し、就労や社会的な活動を行うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとした環境整備に取り組みます。

また、経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、本計画推進の基、女性活躍推進法に基づき、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の参画促進に取り組みます。

**■前計画からの変更点：**

前計画の基本目標「Ⅳ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」を継承し、本計画では「基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する環境づくり」と名称を変更し掲げ、前計画の基本目標を広く推進します。

**基本目標Ⅲ****安心して多様な暮らし方ができるまちづくり**

すべての町民が、地域や職場等のあらゆる活動に積極的に参画するためには、心身ともに充実していることが重要です。

そのため、町民とのパートナーシップの下で特に高齢者や障がいのある人、ひとり親世帯、子育て世帯等に対する福祉の充実を図ります。

また、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、暴力の根絶を目指した啓発を行います。DV被害に関しては、関係機関・団体と連携し、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。そして、災害時には女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映され難いなどの状況を避けるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進を図ります。

**■前計画からの変更点：**

前計画の基本目標「Ⅱ. あらゆる暴力の根絶」の一部と、「Ⅴ. 男女がともにいきいきと活躍できる環境づくり」を総合的に統合し、本計画では「基本目標Ⅲ 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり」として名称変更し、基本目標のひとつとして掲げます。

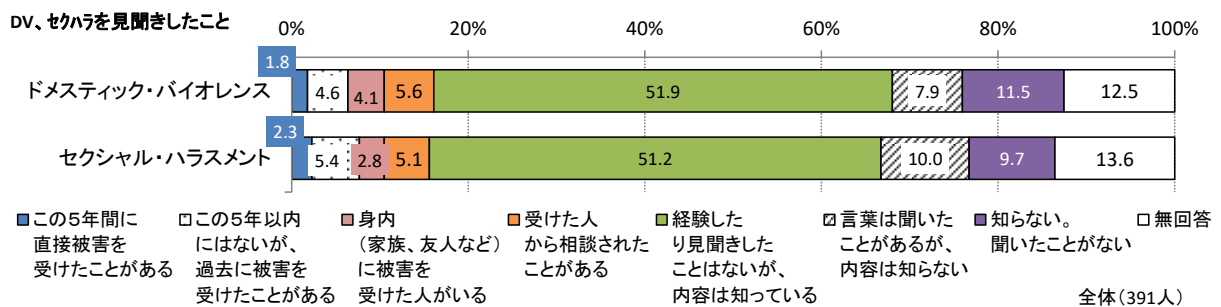
### 3 重点的な取り組み

高森町における男女共同参画の推進に当たり、近年の男女共同参画に関する動向や現状の取り組みを踏まえて、次の3つを重点的に取り組む施策とします。

<b>重点的取り組み①</b>	<b>DV 防止等における取り組み (人権の尊重)</b>
-----------------	-----------------------------------

これまで、特に女性に対するセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）や暴力などの人権侵害が問題視されてきましたが、近年はDV・ハラスメントの形態が多様化し、性別関係なく被害に遭う可能性が高まっています。また、コロナ禍において外出自粛などにより在宅時間が長くなった結果、全国的にDV被害が増加しています。

高森町でも、町民意識調査においてドメスティック・バイオレンスでは6.4%の人が、セクシャル・ハラスメントでは7.7%の人が被害を受けたことがあると回答しています。また、「この5年間に直接被害を受けたことがある」と回答した人はドメスティック・バイオレンスでは1.8%、セクシャル・ハラスメントでは2.3%となっており、さらに、「身内に被害を受けた人がいる」と「受けた人から相談されたことがある」を加えるとどちらも約16%になります。



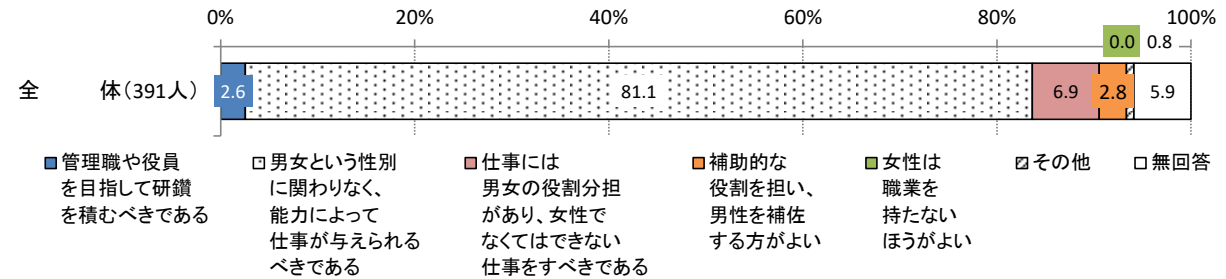
こうした状況を踏まえ、暴力に関する正しい知識を町民全体に啓発することで、暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成します。また、各関係機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進め、被害の潜在化防止に努めます。

**重点的取り組み② 働く場における女性の活躍推進の取り組み**

全国的に女性の就業率は年々上昇しており、結婚・出産・子育て期に就業率が低下するM字カーブの谷は浅くなる傾向にあります。

町民意識調査においても、職場での女性の働き方について「管理職や役員を目指して研鑽（けんさん）を積むべきである」と回答している人は2.6%、「男女という性別に関わりなく、能力によって仕事を与えられるべきである」と回答している人は81.1%となっています。

職場での女性の働き方について望ましいと思うもの

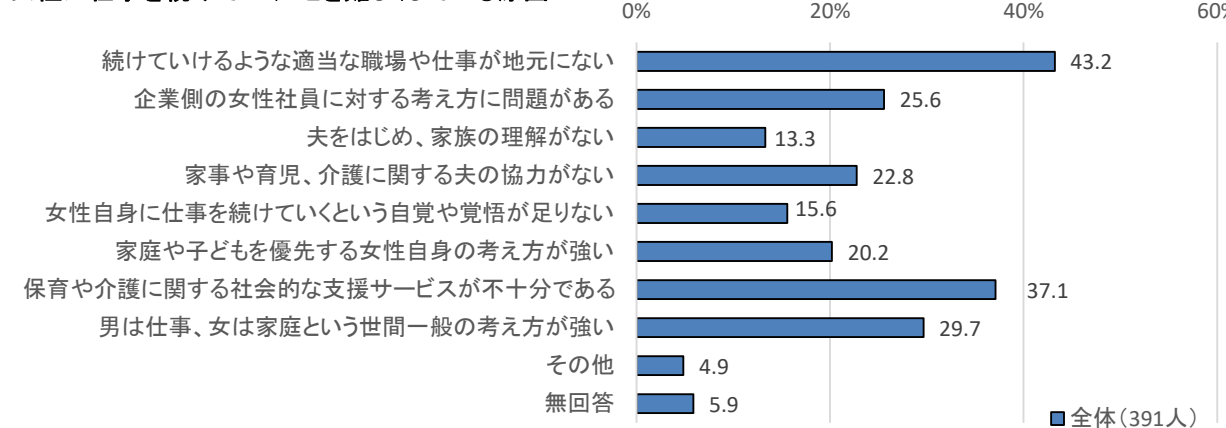


一方、女性が生涯仕事を続けていくことを難しくしている原因については「続けていけるような適当な職場や仕事が地元がない」と回答した人が43.2%、「保育や介護に関する社会的な支援サービスが不十分である」が37.1%と制度的課題を挙げている人が多くなっています。続いて「男は仕事、女は家庭という世間一般の考え方が強い」29.7%、「企業側の女性社員に対する考え方の問題がある」25.6%となっています。

こうした状況を踏まえ、高森町でも女性が多様な働き方を選択することができるよう、女性の能力開発や就職支援、女性の登用を積極的に進めます。

また、働く場だけでなく地域活動や家庭においても男女共同参画の視点から取り組み、地域のつながりの中で男女がともに豊かな生活を送ることができる基盤づくりや、男性の家庭生活等への参画についても意識啓発や環境づくりを推進します。

女性が仕事を続けていくことを難しくしている原因





## 重点的取り組み③

ワーク・ライフ・バランス推進における  
取り組み

高森町では、男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実に取り組んでいます。一方で、近年は共働き世帯の増加や高齢者の就業率の上昇等により、子育てや介護におけるサービス利用のニーズは高まっており、制度・サポートが利用しやすい環境づくりに向けたさらなる取り組みが求められます。

男女がともに互いを尊重しつつ個性と能力を発揮し、活力のある社会を築くためには、企業等において多様な人材を活用するとともに、仕事と家事・育児・介護のバランスを取ることが必要です。そして、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の解消や多様な働き方が選択できる「働き方改革」の推進、安心して子育てや介護ができる環境整備など、官民一丸となって取り組むことが重要です。

これからも、こうした情勢を鑑み、企業への働きかけや男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等、啓発活動に努め、男性への育児休業の取得や家庭生活への参画の促進などの働きかけを行い、仕事や家庭生活、地域活動等を男女が協力して両立していく意識の醸成を図ります。





## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 1 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	実施施策
一人ひとりが、 お互いを理解し認め合い、 人権を尊重し合うこと	I 男女共同参画社会を目指す意識づくり	(1) 男女共同参画の啓発	① 男女共同参画意識の醸成 ② 地域・家庭・職場における男女共同参画の推進 ③ 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進
		(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校教育における男女共同参画意識の推進 ② 家庭における男女平等教育の推進 ③ 生涯学習活動の促進
		(3) 人権の尊重	① 多様性を認め合った人と人との豊かな関係づくり ② あらゆる人権に配慮した環境づくり ③ 人権尊重社会の実現に向けた相談体制の充実
	II 男女がともに活躍する環境づくり	(1) 働く場における女性活躍の推進	① 事業所等における男女がともに働きやすい環境の整備 ② 女性の職業生活における活躍の推進 ③ 事業所や関係団体等における女性登用促進
		(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	① 町政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ② 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進 ③ 意思決定過程への女性参加の拡大 ④ 女性が活躍できる場の創出
		(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 ② 家庭生活等と両立しやすい環境づくりへの支援 ③ 雇用機会均等と職場環境の整備・改善 ④ 働く場における男女共同参画の促進
	III 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり	(1) 地域における男女共同参画の推進	① 地域活動への参画の促進 ② 防災・防犯における男女共同参画の推進
		(2) 子育て支援の充実	① 次代を担う子育て支援体制の充実 ② 介護支援の充実 ③ ひとり親家庭への安定した生活への支援 ④ 男性の家事・育児・介護への参画促進
		(3) あらゆる暴力等の根絶	① 暴力を許さない環境整備・充実 ② あらゆる暴力の防止に向けた理解と認識の向上 ③ 被害者に対する支援・相談支援体制の整備 ④ DV・性犯罪等の根絶に向けた支援の充実 ⑤ ハラスメントの防止対策の推進
(4) それぞれの立場の人がいきいきと暮らすための支援		① 高齢者・障がい者施策の充実 ② LGBTQ+（性的マイノリティ）に対する理解の促進 ③ 困難を抱える女性に対する支援	
(5) 生涯を通じた健康の維持・向上		① 安心して妊娠・出産できる環境支援 ② 生涯を通じた健康支援	

## 2 【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会を目指す意識づくり

### (1) 施策の方向性-1 男女共同参画の啓発

男女共同参画社会とは、個人の尊重や男女平等を前提としています。そして、男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。

国では、男女共同参画が進まない一因として、社会全体において性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることを挙げており、第5次男女共同参画基本計画ではこうした固定観念や性差に基づく偏見の解消を目指していくこととしています。地域において、男性だけでなく女性も積極的に地域活動等に参画し、ともに地域社会づくりに取り組むことで、地域の活力となっていきます。

しかし、このような私たちの日常の地域社会づくりも2019年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ今まで経験したこともない大きな影響を受けました。現在、感染症が収束しつつあるものの、仕事においてもオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間なども柔軟化するなど、「新たな日常」の実現に向けて取り組む必要があります。

このような社会の変化による個人の意識の変化が急激に進む中、コミュニケーションを取りづらい環境を想定しなければなりません。

高森町においては、これまで以上に町民一人ひとりが身近な性別役割分担意識や無意識の思い込みに気付き、男女共同参画に関する認識を深められるよう、施策の周知や意識啓発を引き続き行っていく必要があります。

「新たな日常」においても、性別により役割を固定化せず、男女双方の意見が取り入れられた地域活動等となるよう、地域での男女共同参画意識の醸成を図ります。

【実施施策】男女共同参画の啓発	
①	男女共同参画意識の醸成
②	地域・家庭・職場における男女共同参画の推進
③	男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進

### (2) 施策の方向性-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに男女共同参画についての正しい知識を持ち、一人ひとりが理解を深めることが大切です。

また、人の意識や価値観は、子どものころから家庭や学校、地域の中で形成されるものであり、一人ひとりの個性や能力を発揮し、自分らしい生き方ができるよう学校、家庭、地域それぞれので分野で男女平等を含めた人権教育を推進していく必要があります。

高森町では、町民が生涯にわたって男女共同参画について学べるとともに、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、男女共同参画について学習する機会を提供します。

そのために、幼稚園、保育園、小・中学校等、あらゆる教育活動を通じて子どもたちへの人権の尊重、男女平等の意識の啓発を推進します。また、教育関係者や保護者に対しても男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めることができるよう、研修機会等の充実に努め、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

そして、学校教育とともに、家庭における教育も子どもたちの意識形成に大きな影響を及ぼします。そのため、各種広報媒体や教育関係機関と連携して、子どもだけでなく保護者を対象とした男女共同参画に関する意識啓発・男女平等教育を推進するとともに、町民を対象とした啓発事業や町内の社会教育の場を拠点とした男女共同参画に関する講座の開催・情報提供等を充実させ、生涯を通じた男女平等教育を推進します。

【実施施策】 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	
①	学校教育における男女共同参画意識の推進
②	家庭における男女平等教育の推進
③	生涯学習活動の促進

### (3) 施策の方向性-3 人権の尊重

近年はハラスメントの内容が多様化し、誰もが被害者にも加害者にもなり得る状況となっています。

また、全国的にはコロナ禍におけるDV被害の増加、潜在化なども指摘されており、被害者支援をより一層進めていく必要があります。性別に関わらず、被害者にも加害者にもならないようハラスメントやDVに関する情報提供や意識啓発を行うとともに、気軽に相談でき、解決につながれる体制づくりを整備・周知していくことが必要です。

ハラスメントやDVによる被害のほかにも、地域や職場における人間関係等、男女共同参画において町民が抱える問題は、複雑でさまざまなものがあります。その悩みや問題を解決するため、高森町における相談窓口の周知を図り、男女ともに気軽に相談できる環境の整備・充実を図ります。

【実施施策】 人権の尊重	
①	多様性を認め合った人と人との豊かな関係づくり
②	あらゆる人権に配慮した環境づくり
③	人権尊重社会の実現に向けた相談体制の充実

### 3 【基本目標Ⅱ】男女がともに活躍する環境づくり

#### (1) 施策の方向性-1 働く場における女性活躍の推進

社会情勢やライフスタイルの変化により、女性の就業率は上昇傾向にあり、男女ともに働き方に対する考え方も変わってきています。また、職場において女性が活躍できる分野もますます広がっています。女性の活躍を進めるためには、ワーク・ライフ・バランスの図られた働き方を推進するとともに、女性自身のキャリアアップへの不安解消と意識改革が重要となります。高森町では、女性のキャリア形成に向けた意欲を向上させ、女性の活躍を促進します。

また、結婚や出産を機に離職した女性の再就職や、女性の起業を支援することも重要です。再就職に向けた就職活動や、起業に必要な経営ノウハウを学べる機会等を提供し、女性の活躍につながるよう支援していきます。

【実施施策】働く場における女性活躍の推進	
①	事業所等における男女がともに働きやすい環境の整備
②	女性の職業生活における活躍の推進
③	事業所や関係団体等における女性登用促進

#### (2) 施策の方向性-2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

国では、平成 27（2015）年から女性活躍推進法を順次施行し、職場におけるさらなる女性の活躍を推進しており、その中でも「自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要」と示しています。

また、就業に対する女性の参画の考え方が変化している中、女性が必要な知識や経験等を持ち、能力を十分に発揮し活躍できるようキャリア形成の支援が求められています。政策・方針決定過程における男女共同参画を進めていくには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる場において男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つ必要があります。

高森町では、政策・方針決定の過程や防災等、あらゆる分野に女性の活躍の場を提供し、多様な視点からの意見を反映するとともに、働きたい・働き続けたい女性の活躍の支援を推進します。

【実施施策】政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	
①	町政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
②	企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
③	意思決定過程への女性参加の拡大
④	女性が活躍できる場の創出



### (3) 施策の方向性-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化や人々の価値観の多様化などが進むなか、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことは大切です。家庭生活では、いまだに女性の負担が大きいことが現状にあります。女性の活躍を推進するためには、働きたい人が仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要です。

性別にかかわらず誰もがやりがいや充実感を感じて働くことができ、ライフステージに応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて推進します。

そのためには、残業時間の削減や、男性の育児・介護休業等への職場の理解、コロナ禍で関心の高まった在宅勤務等の柔軟な働き方の実践など、働きやすい職場環境の整備や、仕事と生活の両立は社会全体の問題と捉え、男性の働き方を見直し、家事や育児・介護などに積極的に関わることができるよう、町民や事業所に広く啓発を行うとともに、育児や介護のために必要な休業制度などの情報提供が必要です。

高森町では、これからも企業や事業所等に向け、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に向けた意識改革を促進します。

【実施施策】ワーク・ライフ・バランスの推進	
①	ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
②	家庭生活等と両立しやすい環境づくりへの支援
③	雇用機会均等と職場環境の整備・改善
④	働く場における男女共同参画の促進

## 4 【基本目標Ⅲ】安心して多様な暮らし方ができるまちづくり

### (1) 施策の方向性-1 地域における男女共同参画の推進

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

また、東日本大震災や熊本地震での経験から、災害時のような非常時にも、男女のニーズの違いへの配慮が大切であることが再認識されました。

防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境など地域のあらゆる分野において、男女がともに参画し、多様な発想・活動などを通して活力ある地域づくりが重要です。

高森町では、地域活動において、従来の慣行や地域における慣習にとらわれることなく男女が対等な構成員として活動し、地域力を高めていけるよう働きかけていきます。

また、男女共同参画を推進する団体の活動を支援するとともに、団体相互のネットワークづくりを促進します。

【実施施策】地域における男女共同参画の推進	
①	地域活動への参画の促進
②	防災・防犯における男女共同参画の推進

### (2) 施策の方向性-2 子育て支援の充実

全国的にも家事・育児・介護に携わる時間は、女性より男性はいまだ少なく、依然として女性の負担が大きい状況です。女性の負担を軽減するためには、男女が家庭での責任を分かち合い、ともに協力しながら家事・育児・介護に携わる必要があります。

さらに、非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、貧困や社会的孤立など生活上の困難に陥りやすい人が増えています。女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、多面的に支援を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、ひとり親家庭をはじめ、困難を抱えた人々が安心して暮らせるよう相談・支援体制を充実し、安定した生活への支援を図ることも必要です。

高森町では、これからも家庭向けに家事等の分担意識を啓発し、男性がより主体的に家事・育児・介護に参画できるよう、子育てに向けた男女共同意識の更なる改革を推進します。

また、子育てや介護等に関する負担や不安を払拭し、安心して取り組めるよう次代を担う子育て支援体制の充実を図っていきます。

【実施施策】子育て支援の充実	
①	次代を担う子育て支援体制の充実
②	介護支援の充実
③	ひとり親家庭への安定した生活への支援
④	男性の家事・育児・介護への参画促進（ジェンダー平等の実現）

### （3）施策の方向性-3 あらゆる暴力等の根絶

DV、性暴力、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

暴力による相手の支配は、個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。被害者の多くが女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶に向けて、町民への意識啓発や公的機関への相談につながるよう多様な広報活動の強化を図ります。

DV被害に関しては、高森町や高森町地域包括支援センター、熊本県女性相談センター等が中心となり、関係機関・団体と連携しながら、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。

また、児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において配偶者に対する暴力、その他子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待にあたりとされています。DVと児童虐待は相互に重複して発生する 경우가少なくないことから、DV被害者の子どもが安全・安心な環境で成長できるような支援が必要です。早い段階から家庭の問題に気づき、必要な支援につなげられるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡大などによる相談体制の充実を図り、児童虐待対応部門と連携し、適切な安全確保と自立に向けた支援を行います。

【実施施策】あらゆる暴力等の根絶	
①	暴力を許さない環境整備・充実
②	あらゆる暴力の防止に向けた理解と認識の向上
③	被害者に対する支援・相談支援体制の整備
④	DV・性犯罪等の根絶に向けた支援の充実
⑤	ハラスメントの防止対策の推進

#### (4) 施策の方向性-4 それぞれの立場の人がいきいきと暮らすための支援

障がい者、高齢者、LGBTQ+（性的マイノリティ）であること等を理由とした社会的困難を抱えている人々が、性別による偏見等を背景にさらに複合的な困難を抱える場合があります。このような多様な困難や「生きづらさ」を抱えている人々が、自分らしくいきいきと暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。

男女共同参画社会を実現するためには、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、互いに認め合うことも重要であることから、多様な性的指向や性自認に対する差別的取扱いを無くしていくため、これからも個性を尊重する意識の醸成を図っていきます。

また、新型コロナ禍を契機に貧困問題への関心が全国的に高まっており、特に女性については非正規雇用も多いことから、困難を抱えやすい状況となっていることが指摘されています。女性は、雇用形態や経済面での状況を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあるも指摘されており、特にコロナ禍を契機に、女性の抱える複合的な課題が顕在化していることから、性別によって困難を抱えることがないよう支援に努めます。

【実施施策】あらゆる人がいきいきと暮らすための支援	
①	高齢者・障がい者施策の充実
②	LGBTQ+（性的マイノリティ）に対する理解の促進
③	困難を抱える女性に対する支援

#### (5) 施策の方向性-5 生涯を通じた健康の維持・向上

生涯にわたって健康に過ごすことは、個性と能力を発揮して暮らしていくために大切なことです。特に、女性は妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があることから、男女が互いの身体的特徴を十分理解し、認識を深めていくとともに、心身の健康を保持、増進できるような体制を整備することが必要です。

高森町においては、健康診査や各種がん検診、健康相談等ライフステージに応じた健康づくり事業を展開しています。

男女がともに健康を保ち、生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らせるよう、引き続き町民に対し健康づくりを支援する取り組みを推進します。

【実施施策】生涯を通じた健康の維持・向上	
①	安心して妊娠・出産できる環境支援
②	生涯を通じた健康支援

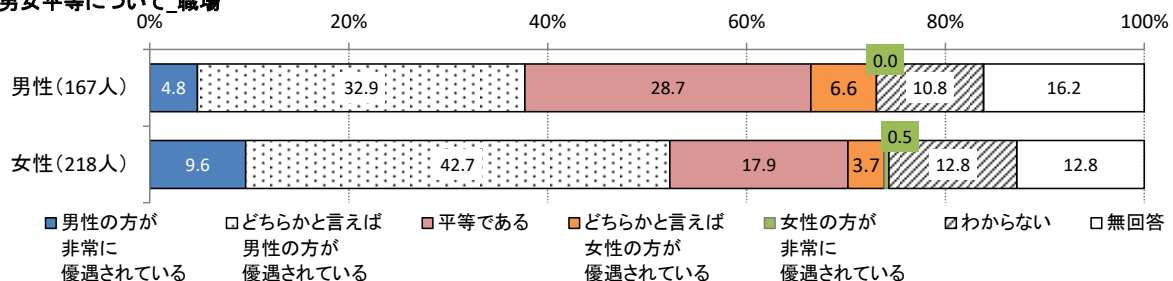
## 5 施策の数値目標

### (1) 施策目標Ⅰ 人権の尊重

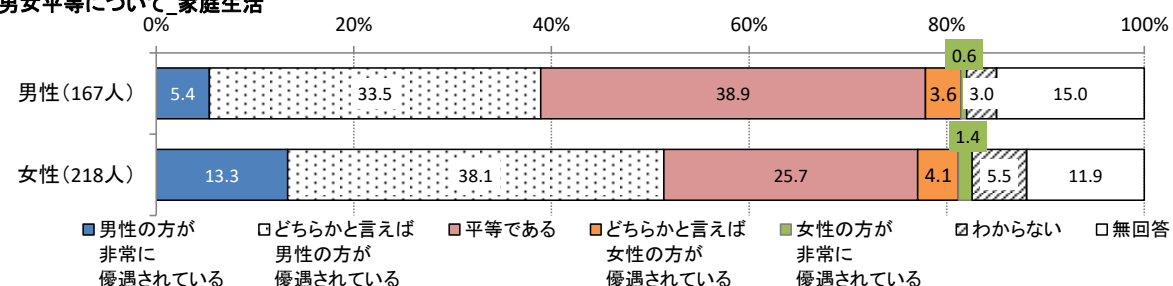
前計画において、一人ひとりが「個」として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会についての理解を深める意識づくりは重要な課題として、社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

「高森町男女共同参画に関するアンケート調査（以下「町民意識調査」という）」では、職場及び家庭生活の中で男女が平等と思う人の割合は、職場において男性で28.7%、女性で17.9%、家庭において男性で38.9%、女性で25.7%となっており、役場内だけでなく民間事業所も巻き込んだ取り組みが求められます。

男女平等について\_職場



男女平等について\_家庭生活

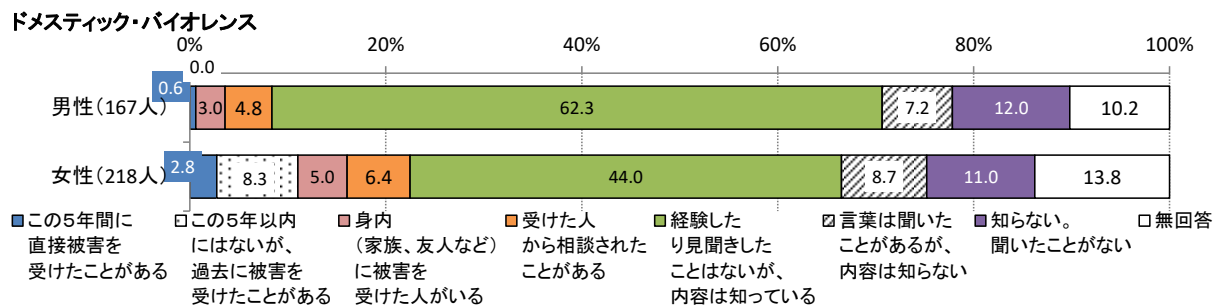


事柄（指標）	目標値
1【人権を守るための職員研修の実施及び職員の研修参加機会の確保】 ●町職員を対象とした人権に関する研修の実施	参加 年1回以上
2【男女共同参画に関する講演会や講座などの開催】 ●講習会の開催	開催回数 年1回以上
3【男女共同参画に関する意識啓発】 ●情報発信	発信回数 年1回以上
4【男女共同参画に関する町職員研修の実施】 ●町職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上
5【男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知】 ●表現ガイドラインに関する研修の実施	年1回以上

## (2) 施策目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は、身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に私たちの身近に起こりうるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するといったことも課題となっていたことから、あらゆる暴力をなくすための啓発運動の推進を図るとともに、早期発見に向けた関係機関との情報交換や連携体制の強化、被害者に対する支援や相談の充実に努めてきました。

「町民意識調査」では、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や交際相手から身体的・精神的暴力を受けること）の被害経験があるのは、男性で0.6%、女性で11.1%となっています。これからもあらゆる暴力の根絶に向けて支援や相談の強化を図る必要があります。

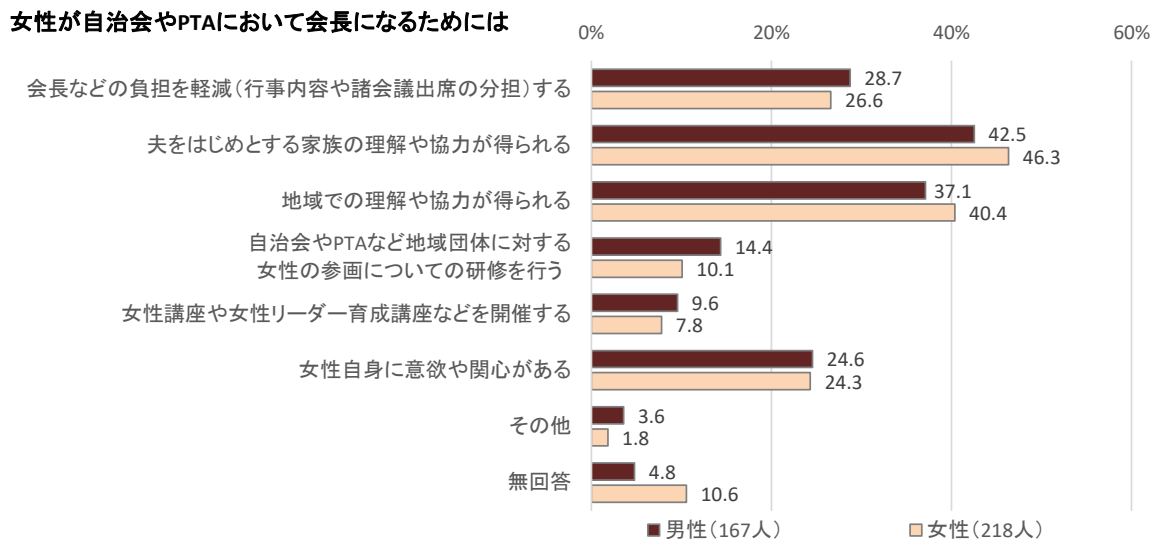


事柄（指標）	目標値
1【DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底】 ●相談窓口の周知・啓発回数	年1回以上
2【DV等に関する相談技術の向上】 ●DVに関する研修参加	年1回以上
3【DV防止に関する意識啓発】 ●女性に対する暴力をなくす運動の周知	年1回以上
4【DV対策について関係機関との連携の強化】 ●DV等に関する庁舎内連携会議	年1回以上

### (3) 施策目標Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画

前計画において、町の政策・方針の決定についても、男女双方の意見が反映されるよう環境の整備をこれまで以上に進めるとともに、企業や団体においても性別にとらわれず意欲と能力に応じた登用が行われるよう、方針や意思決定の過程において男女共同参画を推進する必要があるとして、男女が共同して地域社会における活動に参画し、暮らしやすい活力ある地域社会を築いていくためのまちづくりを推進してきました。

「町民意識調査」では、女性が自治会やPTAにおいて会長等になるために何が必要であるかたずねたところ、「夫をはじめとする家族の理解や協力が得られる」との回答が男性 42.5%、女性 46.3%と最も高く、男女が共同して地域社会における活動に参画する社会の実現に向けては、意識啓発を図り率先して参画しやすい環境の整備が求められています。



事柄 (指標)	目標値
1【男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性の参画の拡大】 ●各種協議会等における女性委員の登用率	10%以上
2【町女性職員の登用の推進】 ●管理職における女性の割合	10%以上
3【町女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大】 ●町女性職員の能力開発のための研修への参加人員	年2人以上



#### (4) 施策目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

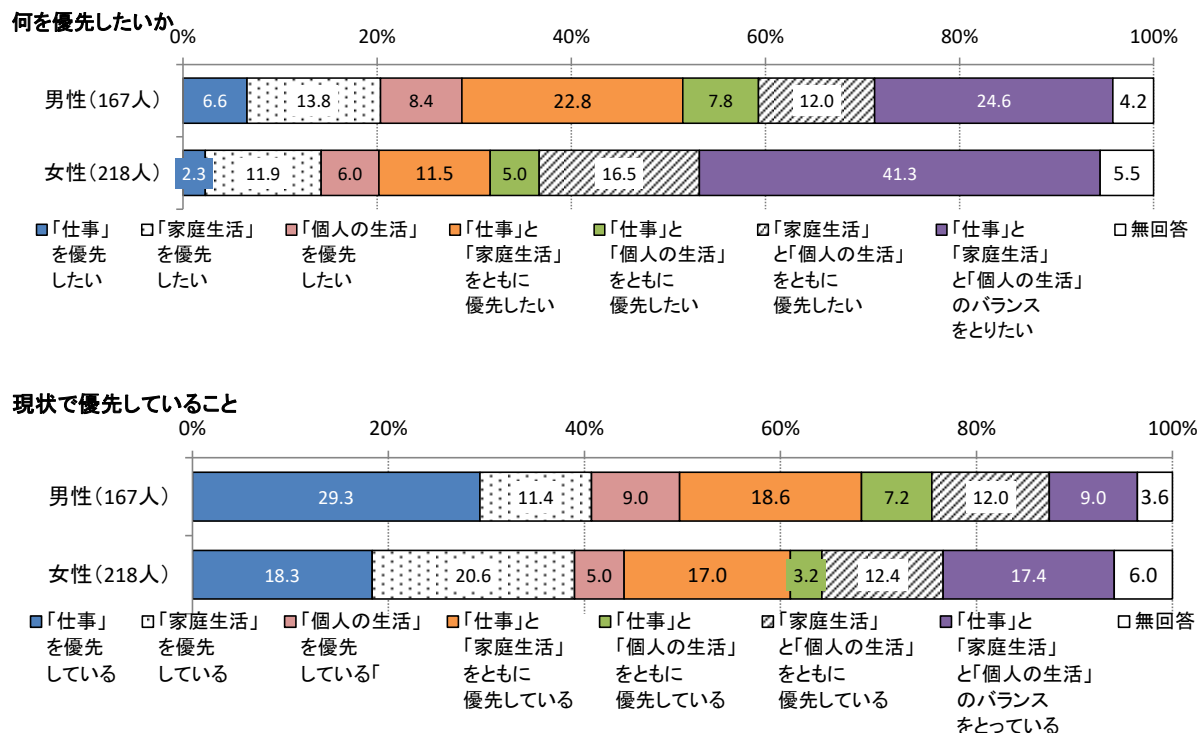
前計画において、男女共同参画社会の実現のためには、家庭と労働の場において男女が対等なパートナーとして協力し合い、かつ責任を共に担っていくことが重要であり、官民一体となってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組んできました。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の解消や多様な働き方が選択できる「働き方改革」の推進、安心して子育てや介護ができる環境整備など、官民一丸となって取り組んでいくことが重要です。

男性への育児休業の取得や家庭生活への参画などの働きかけを行い、仕事や家庭生活、地域活動等を男女が協力して両立していく意識の醸成も重要と言えます。

「町民意識調査」では、『仕事』、『家庭生活』、『個人の生活』の優先度についてたずねたところ、優先したいことでは、『仕事』と『家庭生活』と『個人の生活』のバランスをとりたいが男性で24.6%、女性で41.3%と最も高くなっています。しかし現状で優先していることでは、男性では『仕事』を優先しているが29.3%と最も高くなっています。

これからもワーク・ライフ・バランスの実現のため、意識の変容が実践的な行動へとつながるよう官民ともに一層の働きかけを継続して進める必要があります。



事柄（指標）	目標値
1【認知症高齢者と家族等への支援の充実】 ● 認知症サポーター養成講座実施回数	年1回以上



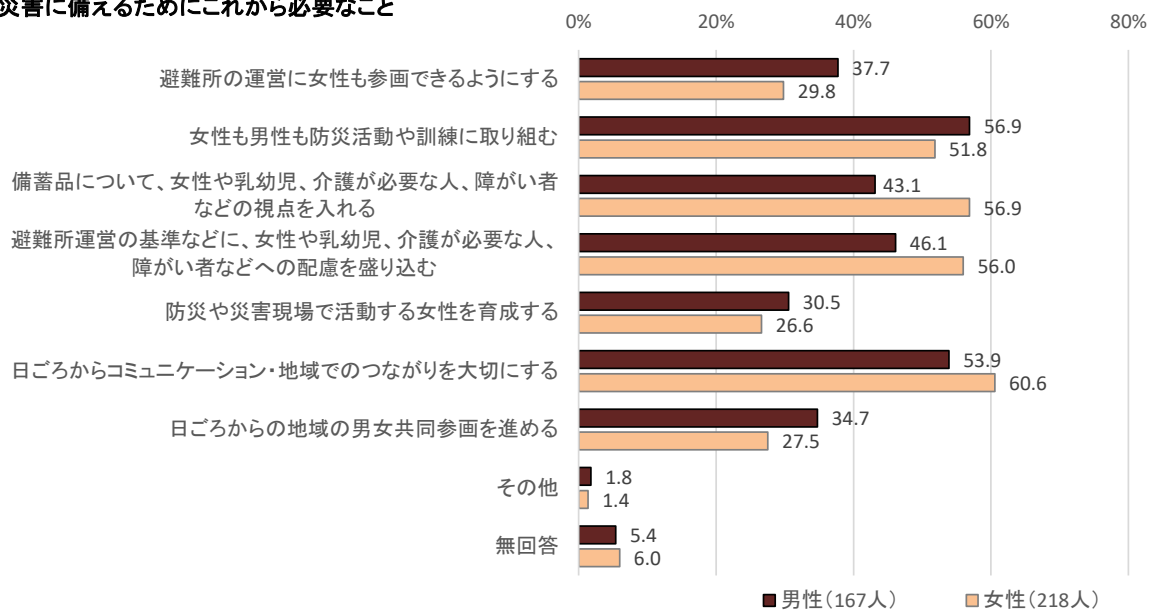
### (5) 施策目標V 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

前計画では、男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要として、育児・介護等を社会全体の問題として捉え、次世代を担う子どもを生き育てる環境の整備や、高齢者・障がい者福祉の充実を図り、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていけるよう推進努めてきました。

「町民意識調査」において、災害時に日頃の防災や震災対応に女性の視点がない（少ない）ことなどの問題が指摘されていることから、災害に備えるために必要なことをたずねたところ、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」、「備蓄品について、女性や乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点を入れる」、「避難所運営の基準などに、女性や乳幼児、介護が必要な人、障がい者などへの配慮を盛り込む」、「日ごろからコミュニケーション・地域でのつながりを大切にすする」等の意見が上位となりました。防災や防犯などの分野についても、安心・安全な住民の生活を守る上で、常に男女共同参画の視点から見直しを図り、これからも柔軟に男女のニーズの違いに対応する必要があります。

また、男女が生涯に亘ってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や一人ひとりにあった健康増進を図ることが求められています。

災害に備えるためにこれから必要なこと



事柄 (指標)	目標値
1【自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発】 ●がん検診の受診率	40%以上
2【住民参加の健康づくりの推進】 ●健康教室等の開催箇所数	60%以上

(6) 施策数値目標一覧

本計画では、具体的な数値目標を定め、男女共同参画に関する施策の進捗について、適宜検討・評価します。

施策目標		事柄（指標）	目標値
(1) 施策目標Ⅰ	人権の尊重	1 【人権を守るための職員研修の実施及び職員の研修参加機会の確保】 ●町職員を対象とした人権に関する研修の実施	年1回以上
		2 【男女共同参画に関する講演会や講座などの開催】 ●講習会の開催	年1回以上
		3 【男女共同参画に関する意識啓発】 ●情報発信	年1回以上
		5 【男女共同参画に関する町職員研修の実施】 ●町職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上
		6 【男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知】 ●表現ガイドラインに関する研修の実施	年1回以上
		(2) 施策目標Ⅱ	根絶あらゆる暴力の
2 【DV等に関する相談技術の向上】 ●DVに関する研修参加	年1回以上		
3 【DV防止に関する意識啓発】 ●女性に対する暴力をなくす運動の周知	年1回以上		
4 【DV対策について関係機関との連携の強化】 ●DV等に関する庁舎内連携会議	年1回以上		
(3) 施策目標Ⅲ	同にさ 参おま 画けざ るまな 女分 共野	1 【男女共同参画によるまちづくりの推進と各種委員への女性の参画の拡大】 ●各種協議会等における女性委員の登用率	10%以上
		2 【町女性職員の登用の推進】 ●管理職における女性の割合	10%以上
		3 【町女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大】 ●町女性職員の能力開発のための研修への参加人員	年2人以上
(4) 施策目標Ⅳ	調（フワ 和仕・イ ）事バク のトラ・ 推生ラ 進活スイ の	1 【認知症高齢者と家族等への支援の充実】 ●認知症サポーター養成講座実施回数	年1回以上
(5) 施策目標Ⅴ	環いき男 境き女 づくが く活と り動も でに できい るき	1 【自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発】 ●がん検診の受診率	40%以上
		2 【住民参加の健康づくりの推進】 ●健康教室等の開催箇所数	60%以上

## 第5章 計画の推進



## 第5章 計画の推進

本計画を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへの更なる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、住民や団体、企業等との連携を図りながら進めます。

### 1 庁内の推進体制

本計画を着実に推進するため、関係各課等との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

また、本計画に位置付けられる取組については、関係各課等による実施事業の進行管理の下、本計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価します。

### 2 町民・関係機関、団体等と連携した推進

計画の推進に当たっては、町民・事業者・各種団体・町が一体となって取り組むことができるよう連携を強化し、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、町民、事業者、各種団体等の主体的な取り組みを推進します。

また、男女共同参画に関わる施策は広範囲かつ多岐にわたっているため、町単独で実施できない施策も多くあります。そのため、国・県・関係機関との連携に努め、情報の共有や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

### 3 国・県等と連携した推進

国や熊本県等と適切に情報共有を行い、啓発事業や支援体制の充実を図ります。

### 4 調査研究・情報提供の充実

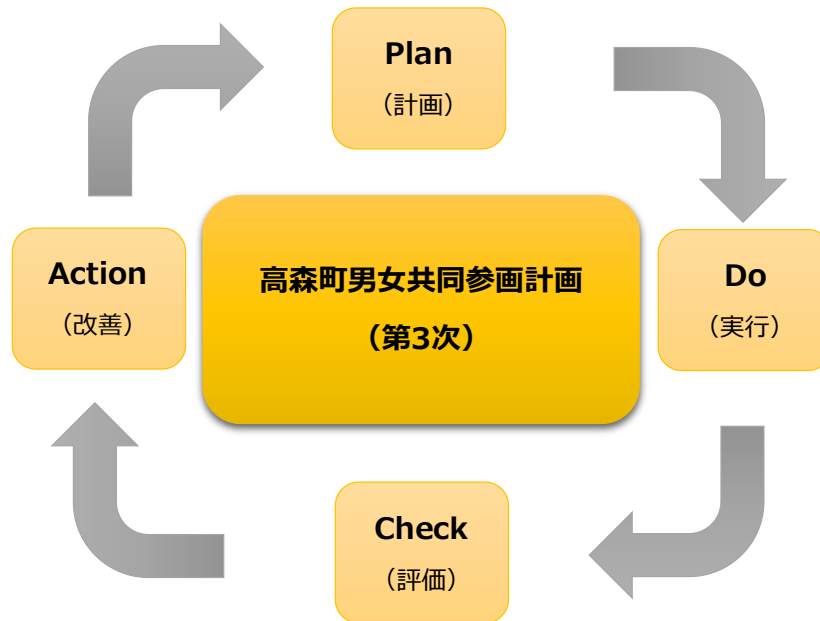
本計画を効果的に推進するため、引き続き住民の意識、企業・団体の意見や実態などを調査研究・分析をし、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには、住民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識の啓発、T P C・広報たかもり・ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報提供に努めます。

## 5 進行管理

計画の進捗状況について、定期的に取り組み状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、結果を公表しながら状況に応じて施策や数値目標の見直しを行います。

見直しのプロセスにおいては計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある施策推進を図っていきます。



## 資料編





## 資料編

### 高森町男女共同参画懇話会設置要綱

平成 22 年 6 月 15 日

要綱第 5 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に資するため、高森町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関し、協議すること。
- (2) 高森町男女共同参画基本計画の策定に関し、意見を述べること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、各界の有識者及び学識経験者並びに男女共同参画社会の形成の促進に関心のある住民のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、前条第 2 項に定める資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、町長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、その都度委員以外の関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱の施行後、懇話会の最初の会議は、町長が招集する。

## 高森町男女共同参画懇話会委員名簿

令和6年3月現在

職 名	氏 名
高森町議会産業厚生常任委員長	後藤三治
熊本県男女共同参画推進員	山室智子
人権擁護委員	佐藤謙二 田上農夫男 後藤政藤 野尻はるみ
母子保健推進員	安方壽子
草部北部校友会女性部 部長	興栢とめ子
民生・児童委員会 会長	嶋田耕一
高森保育園園長	山村咲子
高森幼稚園園長	檜木野晃滋
高森中学校PTA会長	住吉哲郎
高森中央小学校PTA会長	小篠のぞみ



## 第3次高森町男女共同参画基本計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

発行：高森町住民福祉課

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

電話：0967-62-2911